



筑紫女学園大学リポジット

On the Interpretation of the Jyochu of
Rakkarekisuu in Mougyu and Riturekishi in
Kanjo : Annotations by Ikai Keisyo, Kuroda
Ryoushu, and Sasaki Koyo and an Aspect of Their
Sinology Education

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-02-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 桐島, 薫子, KIRISHIMA, Kaoruko メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/960

『蒙求』「落下歴數」徐注及び『漢書』「律曆志」の解釈について

—猪飼敬所・黒田梁州・佐々木向陽の取り組みと漢学教育の一側面—

桐 島 薫 子

On the Interpretation of the Jyochu of *Rakurekisu* in *Mongyu* and *Riturokishi* in *Kanjo*: Annotations by Ikai Keisyo,
Kuroda Ryoushu, and Sasaki Koyo and an Aspect of Their Sinology Education

Kaoruko KIRISHIMA

筑紫女学園大学
研究紀要 第十三号別刷
二〇一八年一月
福岡県太宰府市石坂

Reprinted from *Journal of Chikushi*
Jogakuen University
No. 13, pp. 1–16, January 2018
Ishizaka, Dazaifu-shi,
Fukuoka-ken, Japan

『蒙求』「落下歴數」徐注及び『漢書』「律曆志」の解釈について

—猪飼敬所・黒田梁州・佐々木向陽の取り組みと漢学教育の一側面—

桐 島 薫 子

On the Interpretation of the Jyochu of *Rakkarokisuu* in *Mongyu* and *Rinurekishi* in *Kanjo*: Annotations by Ikai Keisyo,
Kuroda Ryoushu, and Sasaki Koyo and an Aspect of Their Sinology Education

Kaoruko KIRISHIMA

はじめに

李瀚^{わかん}著『蒙求』三卷（上中下）は、唐の天寶五年（七四六）以前に成立した初学者用の故事集で、印象深い人物の伝記・逸話を漢字四字の「標題」（全五百九十六句）で表している。標題には李瀚による自注が付いていたが、南宋の徐子光^{じょしこう}が、原話である正史や小説をまとめた注文（本稿では「徐注」と称す。他に「補注」「新注」とも言う）を付けてから、漢文・歴史・教訓などを学ぶ読み物として一般に流行した。日本では、徐注が現代の高等学校国語の漢文教材にも取り上げられている。^{注一}

徐注付『蒙求』（本稿では「徐注本」と称す）の日本への渡来は鎌

倉末期か南北朝との推定があるが、その頃の写本はまだ見当たらない。文献で確認できる初見は室町時代で、『実隆公記』永正元年（一五〇四）閏三月に菅原章長が講義したとして「蒙求講尺事、（中略）章長朝臣來臨、以補注講之」とある。その後、大永四年（一五二四）識語のある清家文庫本をはじめ室町末期までに多くの古写本がある。江戸時代には、活版術が渡来したその嚆矢として文禄五年（一五九六）に刷られて以来、諸種のテキストが刊行された。^{注二}

教育教材として見てみると、江戸時代には、約三割の藩校が教科書として使用し、福沢諭吉『旧藩情』や『日本教育史料』の旧福江藩育英館・旧長岡藩崇徳館・旧府内藩遊焉館・旧狭山藩簡修館の資料に拠れば、教育課程における位置付けは、素読を終えた中級者用であったと考えられる。^{注三}また、吉田松陰（一八三〇～一八五九）が、『読余

雑抄」二の巻（安政二年 野山獄中）に「蒙求 唐李瀚標題 徐子光補註」を挙げ、「間暇ノ時見ルベシ、唐詩ナドノ典故、是書ニテ、大半ヲ知り得ベシ」と記しており、唐詩の学習にも役立っていたようだ。^{注4} こうした中、明和四年（一七六七）、岡白駒（一六九二〜一七六七）

が、『蒙求』徐注に簡潔で要領を得た「箋注」を施した本（本稿では「岡箋注本」と称する）を出版して好評を博し、その後、版を重ねた。

それを順に示すと、①明和四丁亥歳（一七六七）原刻・②寛政四壬子歳（一七九二）再刻・③天保三千辰歳（一八三二）三刻・④安政五戊午歳（一八五八）四刻となる。^{注5}

この内、④の安政の四刻（『標疏箋注蒙求校本』）は、佐々木向陽（一八〇一〜一八六三）が、詳しい「標疏」を加え、「帝王世系」や「中国全図」を付し、『蒙求』学習に歴史的な時間概念と地理的な空間概念を組み入れるなどの工夫を施したものである（本稿では「標疏本」と称す）。標疏本は、幕末から明治の激動期に教科書として非常に流行し、今日見ることが出来る最もポピュラーな版本である。佐々木向陽は長崎の人で、その学識を知った周防国吉敷郡阿知須の江口茂兵衛などに依頼されて漢籍を教授した後、宇部領主福原氏の郷学「菁莪堂」の学頭となった。^{注6}

さて、標疏本については、かつて拙論「佐々木向陽『標疏箋注蒙求校本』に関する一考察」^{注7}の中で、次の（1）〜（3）を初めて指摘した。

（1） 佐々木向陽は、『蒙求』巻上の「例言」で標題「落下歴數」（No. 三五八）について、自身に考えがあることを特記した。^{注8} そし

て、『蒙求』巻中の標題「落下歴數」徐注に多量の標疏を記し（図版1のABC）、その中で、「膳所の黒田氏」が、「落下歴數」の原典である『漢書』の文を改変し解釈していることに反論していた。

（2） 岡箋注本③の天保の三刻の『蒙求』下巻末には、「膳所儒員 黒田善識」の「箋注蒙求跋」（図版3）が付されており、そこには標題「落下歴數」徐注の原典『漢書』「律曆志」は、「不可解」で「脱誤」があるようだとして、改変した文章が示されていた。これは、佐々木向陽が標疏で反論した内容と一致していた。「膳所儒員 黒田善」は、黒田梁州（一七九二〜一八五七）を指すと考えられる。

（3） 京都大学附属図書館に、猪飼敬所（一七六一〜一八四五）撰・黒田梁州写「蒙求卷中落下歴數律寸考」（図版2）という筆記の資料があり、そこには、（2）の「箋注蒙求跋」中の改変部分と一致する文章があった。^{注9} 黒田梁州は、猪飼敬所の門下で学んだ人物であった。

本稿では、（1）〜（3）について、『漢書』「律曆志」^{注10}に範囲を広げ、さらに猪飼敬所と黒田梁州に関して、新たに発見した資料を踏まえて考察を進めることを目的とする。

一、「漢書」「律曆志」と標題「落下歷數」

―「太初曆」と「三統曆」―

1、「漢書」「律曆志」と「太初曆」「三統曆」

後漢の班固（三二～九二）撰『漢書』は、前漢一代を記しており、その中の「律曆志」上下（「律歴志」とも書く）は、楽律と曆法について述べている。

中国では、新しく国を創建して制度を改める際には、曆法を正し、王朝の服色をそれに応じて改めるといふ考え方があった。前漢時代は、当初、秦の曆法を受け継いでいたが誤りが多く、武帝の元封七年（太初元年、前一〇四）になると、大中大夫の公孫卿と壺遂・太史令の司馬遷らが新しい曆を作るよう進言し、武帝は詔勅を下し漢の曆を作らせることになった。そして、治曆の鄧平・長樂司馬の可・酒泉候官の宜君・侍郎の尊・民間の曆学者たちが選ばれ、方術家の唐都・巴郡の落下閎も参与して作業が行われた。このようにして作成されたのが「太初曆」である。『漢書』「律曆志」には、その作成や内容の他、採用・検証の過程が記され、続いて成帝の代に劉歆（？～二三頃）が、「太初曆」を増修した「三統曆」についても記されている。

中国で古来より採用されたのは太陰太陽曆で、「太初曆」もその一つであった。そもそも曆法の始めはすべて、月の満ち欠けによって日を数える太陰曆であったと考えられるが、これは太陽によって季節が循環する「太陽年（一回帰年）」より約十一日程短いため、曆の日付けが季節と「ずれる」といふ現象が起こってしまう。^{〔注11〕}そこで、月の

満ち欠けする周期「朔望月」で日を数え、太陽の運行による周期「太陽年」で季節を調節しようとしたのが太陰太陽曆で、「朔望月」と「太陽年」の間に生じる「ずれ」を上手く調節すること、すなわち、上手く「閏月」を挿入することが重要となった。こうした置閏のための指針が、「冬至」を基準として「一太陽年（季節の周期）」を二十四等分した「二十四節気」で、紀元前七世紀頃に導入された。また、中国曆法の伝統によれば、「十一月甲子朔旦冬至」が、曆元を形容する常套語として特に重視されていた。「十一月甲子朔旦冬至」とは、十一月一日の干支が「甲子」で、この日に「朔（月齡計算の起点となる新月の日）」と「冬至（昼が最も短い、一陽来復、再び昼の日照時間が長くなっていく日）」との時刻が一致する場合、これを曆計算の出発点として「曆元」と呼ぶことである。前漢では、前一〇四年の太初改曆以前は秦の「顛項曆」を踏襲し「十月朔日」を年首としていたが、改曆への動きを決定的にしたのは、武帝の元封七年（太初元年）の天象観測であった。当時の実測によれば、同じ年の十一月一日甲子の日の夜半（子刻）に、「朔」と「冬至」が同時に起こった。しかし、「顛項曆」では甲子の日の夜半より「11/32日」^{〔注12〕}を経過して「冬至」となり、同じ夜半より「871/940日」^{〔注13〕}経って「朔」が起こると計算しており、天象との不一致が顕著であり、これは治曆家にとって由々しき事態であった。そこで、『史記』「曆書」が引く改曆の詔には、実際に「十一月甲子朔旦冬至」であるならば、元封七年を改めて太初元年とするようにとある。^{〔注13〕}

「太初曆」は、「一朔望月」を「二十九日と八十一分の四十三日」（29

日+43/81日)としたので「八十一分法」とも呼ばれ、「十九年七閏法」によって月の満ち欠けの周期と季節の移り変わる周期を調整する方法を採用した。「八十一」という数字については、後述するように、『漢書』『律曆志』は音律に結びつけた説明を展開している。「十九年七閏法」とは、十九年に七回の閏月を挿入することで、中国では「章法(一章は十九年)」と呼んだ。^{〔注14〕}

ここで、「太初曆」の定数について数式を交えて確認しておきたい。「太初曆」の「一朔望月」(29日+43/81日)で考えると、一年の長さは①の数式より、「三百六十五日と千五百三十九分の三百八十五日」となる。そして、「一章十九年」(235ヶ月)が経つと、月相と季節が十九年前の状態に復帰するが、②の数式のように日の端数(61/81日)があり、時刻までは復帰しない。日の端数、つまり時刻の「ずれ」がなくなるためには、③のように「八十一章」(81×19年=1539年)を経過する必要がある、この時に月相と季節が、同日同時刻に復帰する。但し、五十六万二千二百二十日は六十で割り切れず、日を示す干支は四十異動したままである(+40日)。日を示す干支までが最初と同一に戻るためには、④のように四千六百十七年、すなわち千五百三十九年の三倍を経過する必要がある。そうすると、六十の整数倍となつて、暦元の時と同じく「十一月甲子朔旦冬至」となる。^{〔注15〕}

① 29日+43/81日×235ヶ月(12ヶ月×19年+閏月7ヶ月)+19年
 = 365日+385/1539日

② 29日+43/81日×235ヶ月=365日+385/1539日×19年
 = 6939日+61/81日

③ 365日+385/1539日×1539年=562120日
 (9368日×60干支+40日)

④ 365日+385/1539日×4617年=1686360日
 (28106日×60干支)

2、『漢書』『律曆志』上に於ける「蒙求」標題「落下歴數」の原話

「太初曆」制定の詳細が、『蒙求』標題「落下歴數」の原話である。その中で、落下閏は前述した曆法を、「律」によって組み立てた。つまり、「太初曆(八十一分法)」の定数を、「黄鐘律管」の容積(八十一寸)と長さ(九寸)とに結びつけたのである。「黄鐘律」とは、中国音楽の十二律の一番目の音で、楽律の基準となるものである。もともと、律と曆法に出て来た数字には必然的な結合はなく、すべてを統一的に説明しようとする学問的傾向に拠る副次的な解釈と言える。楽律で重要視される「黄鐘律管」を使うことで、武帝が示す曆の定数を潤色し、その権威を確立しようとしたと考えられる。^{〔注16〕}以下に『蒙求』標題「落下歴數」の原話部分と通釈^{〔注17〕}を記す。なお、後述の説明の便宜上、原文には、傍線・番号(①)～(⑦)を付す。

〈原文〉

方士唐都・巴郡落下閏與焉。都分天部、而閏運算轉曆。其法以律起曆、日、^①律容一龠、^②積八十一寸、^③則一日之分也。^④與長相終。律長九寸、^⑤百七十一分而終復。^⑥三復而得甲子。夫律陰陽九六、爰象所從出也。故黃鐘紀元氣之謂律。律、法也、莫不取法焉。^{〔注18〕}

〈通釈〉

唐都は二十八宿の度数を観測し、落下閏は暦の計算をした。その方法は、音律により暦を組み立てるものであって、次の通りである。「黄鐘の管は一籥^{やく}の容量があり、その容積が八十一寸（八〇立方分）であるから、それが一日の長さの分母（日法は八一）にあたる。この、日の分母は音律の管の長さで完全に相い応じた数である。この律管の長さは九寸であり、この九に百七十一を掛けると（一五三九年＝五六二二〇日となり）、日の端数がなくなつて一周期が終わり、季節・月相は同日同時刻に復帰する。こうした復帰を三たび繰り返すと（日数が六〇の整数倍となり）、甲子、すなわち日の干支も始めと同一にもどってくる。いったい、律とは、陰陽とその展開としての九・六の爻^{よう}と象とが、そこから出てくるものである。だから、黄鐘が万物の始元の気を統制することを、律というのである。律は、規準ということであるから、すべてはこれにのつとらなくてはならない」というのである。

この「律容一籥、積八十一寸、則一日之分也。與長相終。律長九寸、百七十一分而終復。三復而得甲子。」について、能田忠亮・藪内清は『漢書律曆志の研究』の中で、清の李銳『三統術注』の「九乘百七十一。得一千五百三十九。而終復爲一統。三之。得四千六百一十七。而復於甲子爲元。」を挙げ、「統・元なる用語を以て説明してあるが、その要は、一統一五三九年及びその三倍にあたる一元四六一七年が、重要な周期として考慮されてゐたことを示したものである。」と述べ、さらに、「章・統・元といふ用語は、太初暦を整理した劉歆の三統暦

に使用せられた所であり、かかる稱呼が果して太初暦制定當時に行はれたかは不明であるが、實質的に推算の上に使用されてゐたことは疑ひない。」とも指摘している。^{註20}「章・統・元」に関して、以下に『漢書』「律曆志」下の関連箇所原文出处と通釈^{註21}を記す。ここは、佐々木向陽の解釈の根拠となる部分でもある。（詳細は、本稿「五」参照）

（原文）
統母

日法八十一。元始黄鐘初九自乘、一籥之數、得日法。閏法十九、因爲章歲。合天地終數、得閏法。統法千五百三十九。以閏法乘法、得統法。元法四千六百一十七。參統法、得元法。

（通釈）

統母（三統暦の基本定数）

日法は八十一である。黄鐘の初九を自乗した一籥の容量の数値八十一により日法が得られる。閏法は十九である。そこで、これを一章の歳数である章歳とする。天数の終わりである九と、地数の終わりである十を合わせると、閏法が得られる。統法は一千五百三十九である。閏法を日法に乗ずると、統法が得られる。元法は四千六百一十七である。統法を三倍すると、元法が得られる。

3、標題「落下歴數」の徐注 — 岡白駒の箋注の一部紹介を含む —

ここでは、『蒙求』の標題「落下歴數」徐注と、本稿に関連する岡白駒の箋注を確認する。

前漢方士唐都分天部、巴郡落下閏與焉。都分天部而閏運算轉歴。

其法以律起歷。曰、「^①律容一龠、^②積八十一寸、則一日之分也。與長相終。律長九寸、^③百七十一分而終復。三復而得甲子。夫律陰陽九六。爻象所從出也。故黃鐘紀元氣。之謂律。律法也。莫不取法焉。」贊曰、「歷數則唐都落下閏。」

この内、③「則一日之分也」の後に、次のような岡白駒の箋注が付されているが、これは魏の孟康の注をそのまま引用したものである。

〔箋注原文〕

黃鐘律、長九寸、圍九分、以圍乘長得八十一寸也

〔箋注の通釈〕

黃鐘律管の長さは九寸、周囲は九分、周囲に長さを掛けると八十一寸を得る。

この箋注（孟康注）について、猪飼敬所撰・黒田梁州写「蒙求卷中落下歴數律寸考」（図版2）は言及しておらず、標疏本（図版1A）は反論している。

二、猪飼敬所撰・黒田梁州写「蒙求卷中落下歴數律寸考」（図版2）について

1、猪飼敬所と黒田梁州の出会い

猪飼敬所は、名を彦博、号を敬所と言った。京都の人で、手島堵庵に就いて心学を学んだ後、儒者を志して巖垣竜溪いわがきりゅうけいに師事し、京都で講説した。また、天文律曆にも通じており、講義を請うものも多かった。晩年、津藩の有造館で講義し、天保九年（一八三八）には家を津

に移した。（注22）

黒田梁州は、江戸時代の近江の人で、名を善、字を元民、通称を五平次、号を梁州と言った。膳所藩儒の森鼎の弟であったが、同藩士の黒田家を嗣いだ。京都に出て猪飼敬所の門に学び、『礼記』に精通した。膳所藩に仕えて、尊義館学頭となり藩の学政を統べた。（注23）二人の出会いについては、『猪飼敬所先生書東集』巻一「川村氏」、巻七「高橋氏」に次の記載がある（旧字体・新字体は原文のままとし、合字「」は「コト」と表記した。傍線部分は、割注として挿入された部分である）。（注24）

『猪飼敬所先生書東集』巻二「川村氏」

十八日ニ黒田生五平治來リテ。東遊如何ト問フ。余林生ノ約ニ違フライフ。黒田イフ。小子モ伊勢ニ未遊ハス。請從遊セント。即日黒田ヲ伴ヒ。膳所ニ赴ク。（中略）黒田ハ幼ヨリ外ニ育テ。艱難ニ習フ。故ニ壯健ニシテ。ヨク余ヲ看護ス。林生ハ富豪ノ處士ニテ。學問ハ黒田ヨリ老タレト。余ヲ看護スル事。黒田ニ及フヘキニアラス。林生來ラサルニヨリテ。黒田ヲ伴フ事。意外ノ幸ナリ。二十三日ノ夜。足下足代ノコトヲ語り玉フヨリ。及時ニ逢ントオモフヨリ。足代ヲ訪ヒ。及時ハ折アシク臥病ニテ逢ハネト。足代及諸友ヲ得タリ。是モ意外ノ幸ナリ。

『猪飼敬所先生書東集』巻七「高橋氏」

西遊之志有レ之由申入候處。自去冬ノ約シ候。淡路林一臧此人モ足下ノ義舉聞及居候有レ故不レ果。余モ亦少有レ妨。一旦止ニ決候處。三月十八日。膳所ノ黒田生上京。某未レ詣伊勢。願從遊

ト懲漚セラレ。又幸ニ余カ好モ免シ候。即日申刻出門。白川橋ヨリ轎ニ乗り。其夜黒田ニ一宿。翌日同地齋藤某通稱出雲。兩人。

澤田生相識。方へ参り。黒田乞^レ暇。二十一日膳所發足。老拙百丁計ハ步行致シ候へ共。足疾ニテ隙取候故。往來皆轎。翌日津へ着。彼藩ノ講官川村貞臧方一昨年遊京。拙子へモ入門。ニテ一日休足。廿四日山田へ着。前夜川村若雨天ナラハ。山田足代權太夫ヲ訪フヘシ。此人國學ニ通シ。兼志^{漢學}。余モ今春彼方ニテ一宿セシ由。黒田へ書狀ヲ附ス。往年及時居士志毛井左大夫。皆川

淇園ニモ從學セシ由。田百々ニ聞リ。ナル者京遊。余ニ有^レ意ト聞リ。是モ足代ニ親シト聞シ故。彼ニ一見モセントオモヒ。其夕足代へ訪ヒシニ。足代余カ虚名ヲ慕フ事久シ。大ニ喜ヒ。即請。宮崎神庫ニ於テ講經セン事ヲ。足代名弘訓。號寛居。本居之徒トイヘトモ。無^レ偏見。博覽強記。

猪飼敬所は書生である淡路の林一臧（卷二には「林世寧」とある）と伊勢参宮に行く予定であった。しかし、林が同行することができなくなり、諦めかけていた時、黒田五平治（梁州）からしきりに勧められて出発することになった。黒田は、足を患っていた猪飼をよく看護した。津に到着後、猪飼は足代權太夫（弘訓）を尋ね、宮崎神庫での講義を頼まれた。「猪飼敬所先生書東集」卷一には、「伊勢ノ足代權太夫。文政己丑ノ春。老拙始テ訪^ニ彼人^一。三日留ル。」ともある。^{注26}また、三村清三郎「猪飼敬所先生」には、「十二年己丑先生六十九歳の春三月再度の伊勢参宮をされ、足代弘訓の請により、豊宮崎文庫で論語一貫章の講義をされた、これが名講義であった。此時先生は僕をも

つれず、門人近江膳所の藩士黒田五平治が、著替入の風呂敷包を肩に掛け同行した」とある。^{注26}これらに拠れば、猪飼と黒田の伊勢行は、文政十二年（文政己丑、一八二九）である。猪飼は、その後、津藩有造館で講義をし、天保二年（一八三一）には藤堂侯高允より俸十口を賜り、天保九年（一八三八）には津に移り住んだ。文政十二年の旅から、猪飼敬所と伊勢との結びつきは強くなった。その旅に導いたのが黒田であった。^{注27}

2、猪飼敬所撰・黒田梁州写「蒙求卷中落下歴數律寸考」（図版2）

ここでは、「蒙求卷中落下歴數律寸考」について考察していく。原文（新字体・旧字体・「曆」「歴」字の使用は、原文のままとした）と通釈を記すが、説明の便宜上、原文に、点線、二重傍線、傍線、記号（a～d）、番号①～⑦を付す。「黄鐘（其實）一龠ノ日法」は「漢書」「律曆志」上に、「九章ノ元終」は「律曆志」下にある文章である。

〈原文〉

博按、律歴志又曰、黄鐘一龠、以其長自乘、故八十一為日法、九章歲為百七十一歲、而九道小終、九終千五百三十九歲而大終、三終而與元終、以是推之、此節盖有脱誤、宜言律容一龠、與長相終、律長九寸、積八十一寸、則一日之分也、九章百七十一歲、而小終、九終千五百三十九歲而大終、三終而復得甲子、為^二歴元^一。

〈通釈〉

彦博（猪飼敬所の名）が考えるに、「律曆志」は、また、「黄鐘の

容積は一龕の量を容れる。その律管の長さ^を自乗すると八十一になるから、八十一を日法とする、「九章の年数は百七十一歳であり、九道は短い周期を終える（小終）。九たび「小終」を繰り返すと、千五百三十九歳となり、大周期が完了する（大終）。この「大終」を三たび繰り返すと、一元の周期（四千六百十七年）が終わる」と言う。これらから推し量ると、この部分には脱誤があると思われるので、「律の容は一龕、その長さ（九寸）を自乗（終）すると、^{注28}律の長さは九寸で、積は八十一寸になる。これは、一日の長さの分母に当たると。九章の年数は百七十一年で、九道は短い周期を終える。九たび「小終」を繰り返すと一千五百三十九年で、大周期が完了する。三たび「大終」を繰り返すと、一元の周期となり、甲子を得て暦の元に戻る」と言うべきである。

改変内容を整理すると、オリジナルの原文が①↓②↓③↓④↓⑤↓⑥↓⑦となっていたのを、①↓④↓⑤↓②↓③↓a b c d↓⑦↓「為歴元」としている。オリジナルにあった⑥「百七十一分而終復」は削除され、a「九章」とb「百七十一歳」が挿入されて、「百七十一」の由来が「九章」であることが明示される文脈となっている。オリジナルには、「百七十一」の由来が無く、『漢書』全体でもその由来の説明はa b部分だけである。^{注29}

三、猪飼敬所への「一儒」からの質問 — 『蒙求』「落下歴數」について —

猪飼敬所は『蒙求』を教授したが、^{注30}なぜ多くの標題の中で「落下歴數」に対して、特に関心を抱いたのであるうか。その理由と思われる記述を、『猪飼敬所先生書東集』卷三「谷氏」に発見した。該当箇所を以下に示す。（新字体・旧字体・「曆」「歴」字の使用は、原文のままとした。傍線部分は、割注として挿入された部分である。）^{注31}

李瀚蒙求鵬齋校訂ノ事。老拙ハ蒙求ハ小説ナレハ。弱年一覽ノ後。再讀セス。其原本ヲ見ルヲ喜ヒラル。好古ノ癖。清儒ト同シ。

以下略之往年一儒ヨリ蒙求ノ落下曆術ノ注。算用不レ合如何。問來候。余檢レ之。漢志ノ文是ニ同シ。律曆志ノ全文ヲ考ヘ。其脱文アルヲ曉リ。申遣シ候。彦續云。落下曆術考。先子別有「筆録」。董過三益ノ注ニ。朱墨別異ヲ疑フ人アリ。是モ三國志ノ本文脱文アリト考ヘ候。此ニ事ハ。蒙求注ノ失ニアラス。本書ノ失ナリ。世説蒙求ノ類。一切束閣候。岡崎カ校訂ノ十七史蒙求先年出テ。塾生是ヲ購ヒ。余ニ更後被爐ニ臥ナカラ是ヲ看ルニ。疑フヘキ所多シ。皆附簽シテ本書ヲ攷ヘ。是ヲ正ス。標ニ書スル所。秦王後爲大宗ト云様ナル拙キ事アリ。青書生ニテモ。如レ此ノ謬リハアルマシトアキレ。朱ニテ是ヲモ削正ス。翌朝書林來テ。門人ニ云。岡崎此節再校アリト。余思フ如レ此ノ手並ニテハ。再校モ覺束ナシ。

ここでは、まず、亀田鵬齋（一七五二〜一八二六）が、伊豆北条の

僧月潭書写を底本として、諸書を参照して校勘し、寛政十二年（一八〇〇）に刊行した『蒙求』（本稿では「亀田本」と称す）に言及している。^{注32} また、猪飼敬所は、若い頃に『蒙求』を読んだが再読せず、原典を読んでいた所、昔、一儒者から『蒙求』『落下歴數』の曆術について計算が合わないことをどう考えるかとの質問が来た。そこで、『漢書』『律曆志』を調べてみると徐注の文章と同じであったため、猪飼敬所は「律曆志」の全文を考え、原文に「脱誤」があると判断し、質問者に伝えた。割注には、猪飼敬所の息子彦續が落下曆術考について、父親には別に筆録が有るとも述べている。さらに、書簡の中で猪飼敬所は、『蒙求』標題「董遇三餘」（No.五四九）の徐注「朱墨別異」の原文「三国志」「魏志」にも「脱文」があり、二つ「落下歴數」、「董遇三餘」は、徐注ではなく、原文に誤りがあると指摘している。^{注33}

続いて、猪飼敬所は、岡崎元軌おかせけんきが宋の王令（一〇三二〜一〇五九）著『十七史蒙求』に訓点を施して刊行したものを塾生が買って来たので読んでみると、疑わしい所が多く、それを修正したこと、また、書肆が来て門人に岡崎の再校があると言ったが、再校は覚束ないだろうと思つたことなどを述べている。岡崎訓点『十七史蒙求』は、文政八年（一八二五）に刊行され、文政十二年（一八二九）に再刊されている。書簡中の「再校」と「再刊」との関係性については、まだ判らない所があるが、少なくとも、大まかに以下のような流れがあつたのではないだろうか。^{注34}

明和四年（一七六七） 岡箋注本（初刻）刊
寛政四年（一七九二） 岡箋注本（再刻）刊

寛政十二年（一八〇〇） 亀田本刊
文政八年（一八二五） 岡崎点『王先生十七史蒙求』刊

猪飼敬所は、この後の何れかの時点で、往年、一人の儒者から「落下歴數」の質問を受け返答したことを、書簡に記している。

文政十二年（一八二九） 『十七史蒙求』再刊

猪飼敬所と黒田梁州が伊勢に行く。

文政十三年（一八三〇）

膳所黒田善が「箋注蒙求跋」を記す。^{注35}

天保三年（一八三二）

「箋注蒙求跋」を付した岡箋注本（三刻）刊

安政五年（一八五八）

標疏本（岡箋注本四刻）刊、佐々木向陽が「膳所黒田氏」に反論している。

四、天保の三刻にある「膳所儒員 黒田善」の「箋注蒙求跋」（図版3）

黒田梁州による「箋注蒙求跋」の冒頭には、書肆「風月堂」より校訂の依頼を受けたという出版の経緯が述べられ、続いて、標題「落下歴數」について、『漢書』の原文が「不可解」で、「脱誤」があるとして改変している。改変部分は、「蒙求卷中落下歴數律寸考」をそのまま引用している。以下に、原文（旧字体・新字体）、「曆」「歴」字は原文のままとし、適宜、句読点を付けた）を記す。説明の便宜上、傍線、

二重傍線、番号①～⑤、⑦を付す。

曩者、岡千里著此書。其解簡要、有益初學。梓既漫漶、書肆風月堂再刊之、乞余校訂。因按「落下曆數」、「漢志」之文不可解。盖有脱誤。以篇内下文推之、宜言「律容一龠、與長相終、律長九寸、積八十一寸、則一日之分也」^②。九章百七十一歲、而小終、九終千五百三十九歲而大終、三終而復得甲子、為曆元。^⑦如此、則義通。姑録之、以質識者。

文政庚寅十月

膳所儒員 黒田善識

天保の三刻には、『漢書』「律曆志」の脱誤を指摘するこの跋文が付されているが、標題「落下曆數」徐注自体には、改変を加えていない。また、岡白駒の箋注に対して、黒田梁州が新たに追加した注釈も無い。黒田梁州は曆法に関心があったようで、息子黒田行元（麴廬^{まぐろ}）が『新曆明解』の中で、父親が天文曆算の学を好んでいたこと、太陽大陰配合曆を自分に造らせ広めようとしていたことなどを記している。^{注6)}

五、佐々木向陽の解釈

―「膳所 黒田氏」への反論―（図版1ABC）

ここでは、佐々木向陽の反論内容を見ていきたい。まず、1、「黒田氏」の名を挙げてその解釈が誤りであると述べている（図版1A左）。次に、2、自説の根拠とする『漢書』「律曆志」の記載を列挙している（図版1A左）。続いて、3、黒田が改変した部分のオリジナ

ル原文に標疏を付し、「余忘固陋^ヲ因舊史文^ニ施註解^ヲ如左」としてまとめて提示している（図版1B）。また、4、「律容一龠積八十一寸、則一日之分也」に対する独自の解釈を述べた標疏も記している（図版1C）。本稿では、論述との関係性と紙面の都合により、1、2と3の一部の説明をしていく（原文は句点のみ表記されており、それに拠った。濁点がないものはそのままとした。旧字体・新字体も原文のままとし、合字（臣・メ）は、「トモ」・「シテ」と表記した）。

1、標題「落下曆數」徐注の標疏（図版1A左）

ここは、「黒田氏」の解釈が誤りだと述べている部分である。標疏の原文に続けて、その通釈を付す。

落下氏轉歷之法。班史之文簡奧。後世起大疑獄。近膳所黒田氏倒置^シ與長相終二句。加小終大終之文。以成其義。然原文錯脱至^レ於^レ如此。亦可疑焉。今就律曆志中。摘可備參考者。列左。落下氏「転歴」の法について、班固『漢書』の文は簡潔で奥深く、後世、複雑ではつきりしないという情況を引き起こした。近頃は、膳所の黒田氏が「與長相終」の二句を倒置して、「小終大終」の文を加え解説しているが、原文が錯脱しており、疑問である。今、「律曆志」の中から参考にすべき所を摘出して左に記す。

右記の標疏「黒田氏倒置與長相終二句」の指摘は、「箋注蒙求跋」が①↓④↓⑤↓②↓③と改変した内容と一致している。また、「加小終大終之文」以成其義も改変内容と同じである。

2、標疏が根拠とする『漢書』『律曆志』の記載（図版1A左）

ここでは、佐々木向陽が「今就『律曆志』中『摘可備參考者』上列左」として列記した『漢書』『律曆志』の原文と、その後、割注で付された『標疏』を示す。本稿本文に初めて出てくる「律曆志」原文〔1〕と〔2〕、及び各『標疏』の原文の後には、それぞれ続けて通釈を付した。

〔1〕原文…一月之日二十九日八十一分日之四十三。（一月の日数の定数は、二十九日八十一分の四十三日を規準にした。）

原文…略上故爲「黃鐘」其實一龠以「其長」自乘故八十一爲「日法」

〔標疏〕箋註所引、孟康圖九分乘「長」之說、背「於此文」

「於算位」、妄哉、律容「一龠」、則龠亦圓徑三步、長九寸、故律龠互言之、以示「律度量衡本一」也、漢量之形、與「郭巨將坑」下、箋註所載周龠「大抵相同、其一斛、則外圓內方而長、斗以下至龠、内外皆圓而長、故量曰「長若干寸」（箋注が引く孟康の「円の周囲九分に長さを掛ける」という説は、この文章に背いており、算位に無知で、でたらめである。「律が一龠を容れる」とは、龠もまた円径三步、長さ九寸ということである。故に、律と龠が互いにこれを言うのは、律と度量衡が本来は一つであることを示す。漢代の量の形は、『蒙求』標題「郭巨將坑」の箋注が記載する「周龠」と大抵同じで、一斛は「外圓内方而長」、斗から龠までは「内外皆圓而長」、故に量は「長若干寸」と言う。）

〔2〕原文…易曰「天一地二天三地四天五地六天七地八天九地十略中并三天

地終數」爲二十九」（『易』にこういうのである。「一から十までの天数と地数は、天一地二、天三地四、天五地六、天七地八、天九地十である。」中略。「天数」の終わりの

「九」と「地数」の終わりの「十」を合わせると「十九」になる。）

〔標疏〕天終於九地終於十黒田氏所引、小終大終者、九道運行之名、與此自別、且與長相終之終、爲「算法乘字義」、不「穩」、（天は「九」に終わり「地」は「十」に終わる。黒田氏が引用する「小終大終」といのは九道運行の名であり、これとは自ずと別のものである。加えて、徐注「與長相終」の「終」を算術の「乗」の字の意味とするのは、道理にかなっていない。）

〔3〕原文…統母日法八十一。〔標疏〕孟康曰、分二日爲八十一分爲三統之本母也（孟康は注釈で「一日を八十一分とするのは、三統の分母である」と言っている。）

原文…元始黃鐘初九自乘一龠之數得「日法」。

〔4〕原文…閏法十九因爲「章歲」〔標疏〕十九歲爲「一章」。（十九年を一章とする。）

原文…合「天地終數」爲「閏法」

〔5〕原文…統法一千五百三十九以「閏法」乘「日法」得「統法」〔標疏〕八十一章、九章乘九同數、「八十一章」は、「九章」に九を掛けるのと同数である。）

〔6〕原文…元法四千六百一十七參「統法」得「元法」

3 「余志」固陋」因「舊史文」施「註解」如「左」(図版1B)

佐々木向陽は、「余志」固陋」因「舊史文」施「註解」如「左」に於いて、前述の2の「1」→「6」を踏まえた「標疏」を付している。本稿では、紙面の都合上、黒田の跋文が改変し、佐々木向陽が反論をした部分に相当する「律容一禽、積八十一寸。則一日之分也。與長相終。律長九寸、百七十一分而終復。三復而得甲子。」を見ていく。⑥は「百七十一」と「分而終復」に分けられているので、それぞれ⑥Ⅰ、⑥Ⅱと表記する。⑦は冒頭の「三」を含める。「標疏」には、適宜、通釈と本稿筆者による【考察】を付す。

原文①② … 律容一禽、積八十一寸。(「標疏」九寸、自乗(九寸を自乗する。))

原文③ … 則一日之分也。(「標疏」爲日法(日法になる。))

原文④ … 與長相終。(「標疏」謂長與終數相乗(「長さ」と「終数」を掛けるという意味である。))

【考察】 「終」を「終数」と解釈している。

原文⑤⑥Ⅰ … 律長九寸、百七十一。(「標疏」九寸乘終數十九、得九章百七十一、(「長さ九寸」に「終数十九」を掛けると、「九章百七十一」になる。))

原文⑥Ⅱ … 分而終復。(「標疏」謂一日之分八十一乘終數十九、得復法千五百三十九年、復即統也、蓋唐氏落下氏家言(「一日の分母八十一」に「終数十九」を掛けると、「復法」の「千五百三十九年」を得る。「復」は「統」のことである。おそらく、これが唐都氏、落下閔氏の

主張であろう。)

【考察】

「分」を「一日」の分母「八十一」、「終」を「終数」としている。「終数十九」は「閏法十九」なので(2)「2」(4)参照)、「分而終復」は「統法一千五百三十九、以閏法乘日法得統法」(2)「5)参照)と同じ意味となる。

原文⑦ … 三復而得甲子。(「標疏」復法乘三、得元法四千六百十七年、十一月甲子朔旦冬至、以爲歷元(復法に三を掛けると、元法四千六百十七年を経て、十一月甲子朔旦冬至となり、歴元となる。))

おわりに

『蒙求』「落下歴數」徐注とその原典『漢書』「律曆志」についての猪飼敬所・黒田梁州、及び佐々木向陽の解釈は、主に「與長相終」(5)長九寸、百七十一分而終復。三復而得甲子。」に焦点が当てられ、原文の用語・文脈・曆法定数など細部を熟考しつつ、一方では、「律曆志」全体から手掛かりや根拠を探索して、それぞれの主張を述べるものであった。すなわち、『蒙求』を講義し、天文律曆にも通じていた猪飼敬所は、一儒者からの質問に解答する際、『漢書』「律曆志」の原文には「脱誤」が有るとして改変し、「百七十一」が「九章」に由来することを明示する解釈をしていた。猪飼敬所の伊勢行に同行して師

弟關係を深め、天文曆算の学を好んでいた黒田梁州は、岡箋注本の天保三刻の跋文に猪飼が改変した文章をそのまま引いていた。佐々木向陽は、岡箋注本の安政の四刻に相当する標疏本に於いて黒田氏に反論し、原文④は「律曆志」中の『易』の引用を根拠に「終」を「終数」と解釈し、⑤と⑥「百七十一」については、「終数十九」と「閏法十九」の結びつきを提示した上で、「九寸」に「終数十九」を掛けて「九章百七十一」を得ると解釈した。また、⑥「分而終復」は、「一日之分八十一」に「終数十九」を掛けることで「統法千五百三十九」を得るとした。^(注5)

こうした事例は、当時の漢学教育の一面面を明らかにするものでもあった。具体的には、従来、『蒙求』は、標題が初学者用、徐注が中級者用の教材という認識があつたが、「落下歴數」の例に見るように、徐注を媒介として学習者・教授者間の質疑応答が行われ、原典に遡って複數の専門的な解釈が展開されることもあつた。また、こうした複數の解釈の展開は、岡箋注本の三刻、四刻の出版や天文曆学への関心の高まりとも関係していた。これらについては、さらに幅広い視点から考察する必要があるが、本稿で言及できなかった点も含め、今後、稿を改めて述べていく予定である。

注

- 1 例えば、高等学校『新編国語総合』「両頭蛇」(叔敖陰徳)(第一学習社、二〇一七年)二五五頁、『精選古典B 漢文編』「震畏四知」(明治書院、二〇一四年)九〜十頁、『探求古典B 漢文編』「孔明臥竜」(桐

原書店、二〇一四年)七六〜七七頁、『古典B 漢文編』「李広成蹊」(筑摩書房、二〇一四年)八二〜八四頁など。

2 早川光三郎『蒙求』上(明治書院、一九七七年)六三〜六五、一〇二頁。『実隆公記』卷四上(続群書類従完成会、一九六一年)二六六頁。

3 相田満『幕末・明治期の「蒙求」』(『国際日本文学研究集会会議録第18回』、国際日本文学研究集会組織委員会・国文学研究資料館、一九九五年)一一七〜一二二頁。

4 『吉田松陰全集』第八卷(岩波書店、一九三五年)三八八、四三二頁。

5 本稿では、①は私蔵、②は九州大学附属図書館支子文庫蔵、③は私蔵、④は筑紫女学園大学附属図書館蔵を参照。

6 拙論「佐々木向陽の伝記に関する諸問題(1)―著述類・三井誠之進

『佐々木向陽先生傳』の紹介を含む」(『筑紫女学園大学・筑紫女学園大学短期大学部紀要』第十号、二〇一五年)。

7 『筑紫女学園大学・筑紫女学園大学短期大学部紀要』第九号、二〇一四年。

8 「落下歴數」下所引律曆志。文諸家無明解。偶有所見。附記以質大方君子。」

9 『文武受命克殷年歴考・橘園文題・漢初長曆・律呂正義質疑・河内洛書考・蒙求卷中落下歴數律寸考・虞書弃称官后書・漢貴右非戰國時俗辨』合綴一冊所収。『黒田麴蘆關係資料目録』(京都大学附属図書館、一九九二年)四、九頁。

10 班固撰、顔師古注『漢書』(中華書局)を底本とした。検索は、台湾師大図書館「寒泉」古典文献全文検索資料庫 <http://skqslib.nnu.edu.tw/dragon/> 及び「中央研究院漢籍電子文獻」<http://hanjisi.nca.edu.tw/> を活用した。原文は旧字体のままとした。

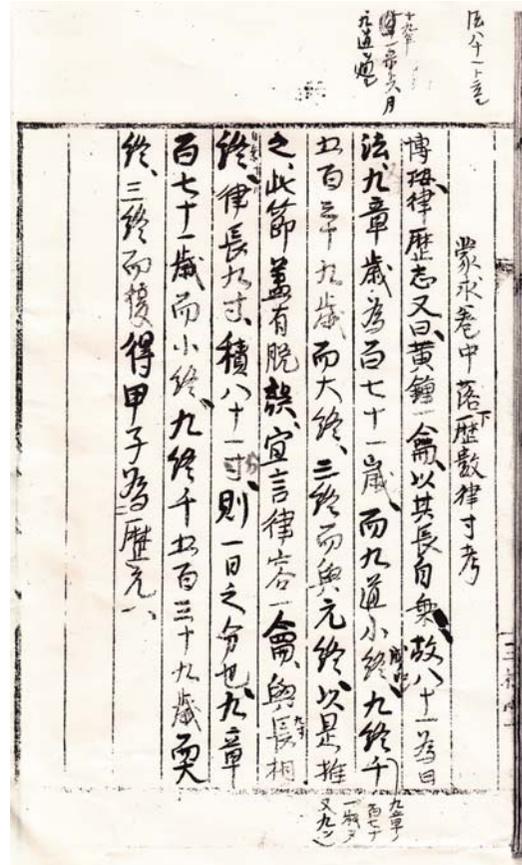
11 渡邊敏夫『曆入門―曆のすべて―』(雄山閣、一九九七年)一九、二六頁。

12 本稿では分数について、例えば、「三十二分の十一」は「11/32」の

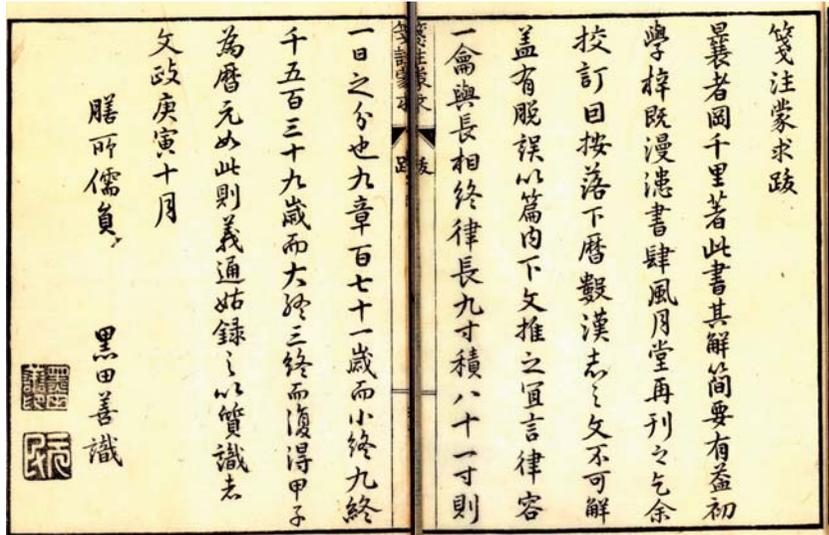
ように表記する。

- 13 川原秀城『中国の科学思想』（創文社、一九九六年）三六～三八、一四～一六頁。
- 14 いわゆるメトン周期。ギリシャのメトンが紀元前四三三年に発見した。注13『中国の科学思想』二九九頁。
- 15 藪内清責任編集『中国の科学』（中央公論社、一九七五年）四四五頁、注13『中国の科学思想』三〇九～三一〇頁。
- 16 能田忠亮・藪内清『漢書律曆志の研究』（全国書房、一九四七年）三一～三二頁。
- 17 通釈は、注15『中国の科学』一八四頁参照。
- 18 この後、「與鄧平所治同。於是皆觀新星度・日月行、更以算推、如閏平法。法、一月之日二十九日八十一分日之四十三」と続く。
- 19 一脩は、『漢書』『律曆志』によれば、量の多少をはかる手段で、甬・合・升・斗・斛がある。それは、黄鐘の律管を基準にとり、度の数値を使い容量を確定した。一脩は、標準大の北方産の秬黍千二百粒を黄鐘の管に充たし、井戸水を使って表面を水平にした時の容量とする。注15の『中国の科学』一七六頁。
- 20 注16の二一～二二頁。また、『律曆志』の「律容ノ甲子」について、注13『中国の科学思想』一一九頁には「その八十一は太初曆の日法の値に等しく、律長とも相応じている（9²∥81）。律長は九寸であるが、その百七十一倍は統法の値に等しく（9×171=1539）、一統を経過すれば、夜半冬至合朔にふたたび復帰し」とある。小竹武夫訳『漢書』2（筑摩書房、二〇一〇年、二〇七頁）には、「律の長さとともに終るのである。律の長さ九寸、これに「一章十九年に九を乗じて得た」百七十一分を乗じ（「一五三九」統法を得）、終ってまた始めに復る。」とある。
- 21 注15『中国の科学』一九五頁。
- 22 早稲田大学日本地域文化研究所編『伊勢の歴史と文化』（行人社、二〇〇九年）七一～七六頁。関儀一郎編『日本儒林叢書』第三卷（鳳出版刊、一九七二年）一四頁。
- 23 近藤春雄『日本漢文学大事典』（明治書院、一九八五年）二〇〇頁。
- 24 注22『日本儒林叢書』三卷の四六～四七、一八九～一九〇頁。
- 25 三二頁
- 26 『書苑』卷八（二／二）（三省堂、一九四四年）二三頁。
- 27 注22『伊勢の歴史と文化』七六頁。
- 28 図版2「蒙求卷中落下歴數律寸考」の第五行目の「長」の横には小さな文字で「九寸」、第六行目の「終」の横には「自乗」と書き添えてある。
- 29 注20『漢書』2の二〇七頁では、「百七十一」について、「一章十九年に九を乗じて得た」百七十一分のように説明を加えている。
- 30 『猪飼敬所先生書東集』卷二の五八頁に、「古文眞寶蒙求左傳ヲ講シ候」とある。
- 31 注22『日本儒林叢書』三卷の九六～九七頁。
- 32 注2早川『蒙求』上、五四頁。
- 33 董遇が、弟子入り希望者に、「冬、夜、雨天の三余暇を利用して読書すべきだ」と語った故事。徐注に「更爲作朱墨別異。」とある。
- 34 注32『蒙求』上の「蒙求年表」、七八、一〇九〇頁参照。
- 35 天保元年
- 36 『新曆明解』天、（国立国会図書館デジタルコレクション所蔵、一八三七年）二頁に、「先子又天文曆算ノ學ヲ好ム嘗テ余ヲシテ太陽大陰配合曆ヲ造ラシメコレヲ同志ニ分チ以テ斯學ヲ誘クノ萬一ヲ庶幾ス」とある。
- 37 「外園内方而長」、「内外皆圓而長」、「長若干寸」については、本稿では原文のまま示し、稿を改めて、度量衡を含めた考察を述べる。
- 38 「中略」以降の部分について、『漢書』『律曆志』上には「并終數爲十九、易窮則變、故爲閏法」とある。
- 39 早川光三郎『蒙求』下（明治書院、一九七八年）「落下歴數」徐注の通釈・語釈は、佐々木向陽の解釈と同じである。七二二～七二三頁。

図版2 (京都大学附属図書館より、本稿への掲載許可を得たものである。)



図版3



〔本稿一四頁下段 注30の訂正〕
誤…『猪飼敬所先生書東集』卷二の五八頁に、「古文眞寶蒙求左傳ヲ講シ候」とある。
正…注釈など、修正が必要と考えた所を指摘した。

(きりしま かおる) …日本語・日本文学科 教授)